

補助金調書

補助金名	西部伝統工芸展事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 文化振興課(TEL711-4969)
交 付 先	団体	西部伝統工芸展実行委員会			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	55	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進することを目的とする。 対象事業 西部伝統工芸展実行委員会(以下「実行委員会」という。)の主催に係る西部伝統工芸展のうち、福岡市の区域内で開催されるもの。本補助金の目的を達成するために必要な事業。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	①文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はいまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要。 ②西部伝統工芸展事業は、市民に対して伝統工芸美術を鑑賞する機会を提供する事業の規模や効果において突出しているため、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。 ③今後も補助を行うことにより、広く工芸技術の向上と発展を目指した活動、本市の文化芸術振興に効果が見込める。 ④伝統工芸技術の向上や発展を目的とする事業は他にも認められるが、同様の規模で同様事業を行っている他団体はないため、公平性は保たれている。 ⑤金銭的援助以外の代替手段なし。 以上の理由により、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ①会場設営に係る経費 ②事業運営に係る経費 ③印刷及び広報宣伝に係る経費 算定方法 補助金の額は、事業費のうち補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	70 千円	70 千円	70 千円	70 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	令和5年度の補助事業である第57回目西部伝統工芸展では、陶芸・染織・漆芸・金工・木竹工・人形・諸工芸の7部門の応募作品の中から選ばれた268点の作品が展示され、市民に工芸美術を鑑賞する機会を提供した。					
補助金交付 による効果	公募展の実施によって、工芸技術の向上を図るとともに、市民に工芸美術を鑑賞する機会を提供し、福岡市の伝統文化の振興に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。